

あなたもできる 構造改革 改革特区のつくり方



内閣官房構造改革特区推進室
内閣府構造改革特区担当室

目次

I 特区とは —特区の目的— 1頁

II 提案から認定まで —特区の仕組み— 2頁

- 1.特区の提案募集について 3頁
 - 2.特区計画の認定申請について 5頁
 - 3.都道府県別特区計画の認定状況 6頁
 - 4.分野別特区計画の認定状況 6頁
 - 5.困ったときに 7頁
-

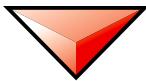
III 実現した特区

- | | |
|--------------|--------|
| 教育分野 | 8～9頁 |
| 農林水産業分野 | 10～11頁 |
| 幼保・医療・福祉分野 | 12～13頁 |
| 福祉分野（施設関係） | 14～15頁 |
| 環境分野 | 16～17頁 |
| 産業振興・まちづくり分野 | 18～19頁 |
-

IV 特例措置の全国展開 20～21頁

I 特区とは ー特区の目的ー

実態に合わなくなつた国の規制が、民間事業者の経済活動や地方公共団体の事業を妨げています。



民間事業者や地方公共団体等の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の地域(特区)を設けて、構造改革を進めます。

特定地域における構造改革の成功事例を示すことによって、全国的な規制改革へと波及させます。



地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創設が行われます。



日本全体の経済活性化

地域の経済活性化

特区の基本理念

「知恵と工夫の競争による活性化」

- ★国があらかじめモデルを示すのではなく、自立した地方がお互いに競争していきます。
- ★「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方方に転換します。

「自助と自立の精神」の尊重

- ★特例措置を導入することにより、構造改革特区の内外で弊害が発生する可能性がある場合、これを防止するための措置は、地方公共団体が自ら講じます。
- ★従来型の財政措置を講じません。

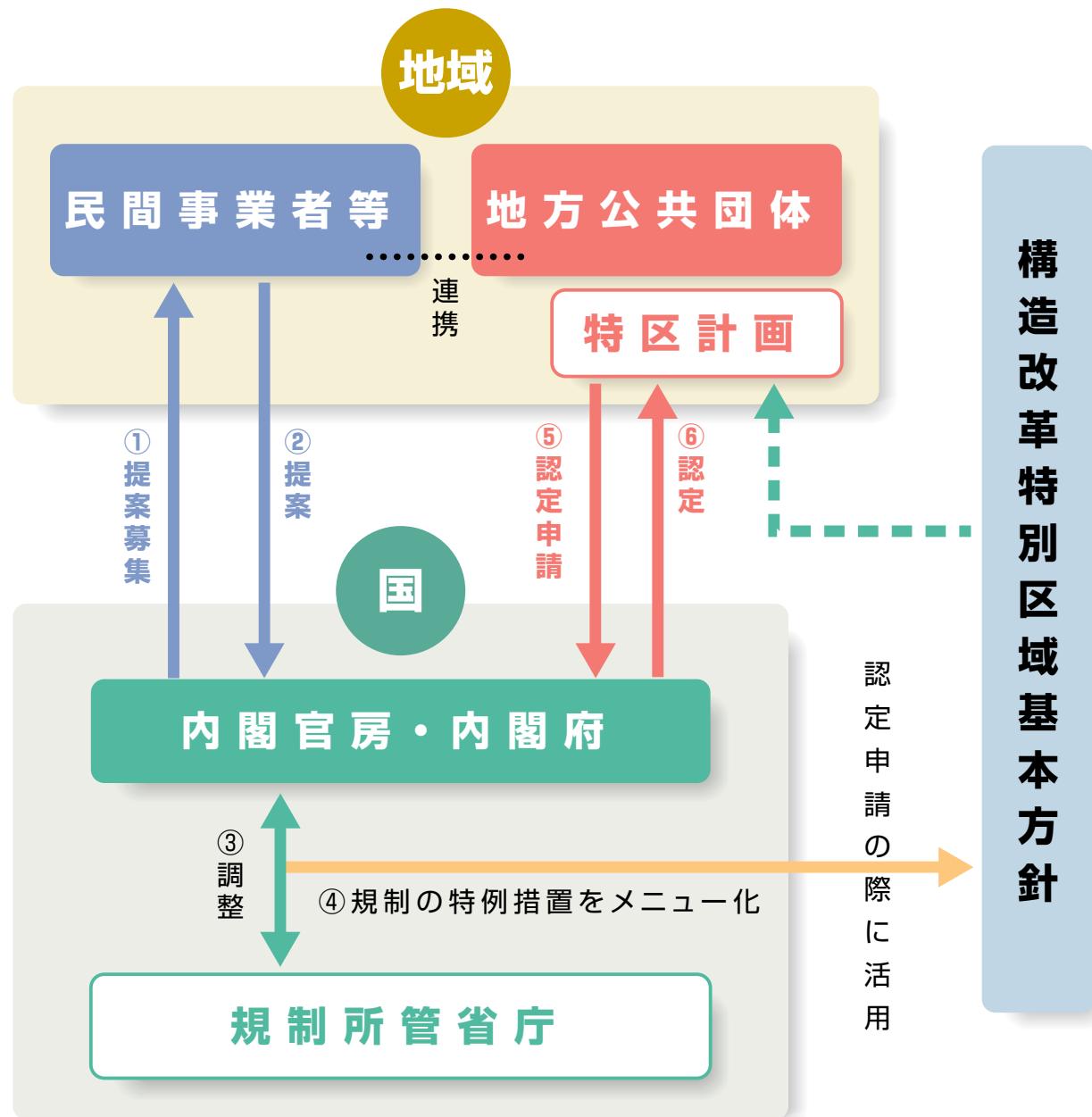


的確な評価に基づく全国規模の規制改革の実施

これまでの経緯

平成14年7月	内閣官房構造改革特区推進室発足 内閣総理大臣を本部長とする 構造改革特区推進本部発足	6月	構造改革特区の第3次提案募集
8月	構造改革特区の第1次提案募集	8月	47件の構造改革特区計画を認定(第2回)
12月	構造改革特別区域法の公布	11月	構造改革特区の第4次提案募集 72件の構造改革特区計画を認定(第3回)
平成15年1月	構造改革特区の第2次提案募集 「構造改革特別区域基本方針」の閣議決定	平成16年3月	88件の構造改革特区計画を認定(第4回)
4月	57件の構造改革特区計画を認定(第1回・第1弾)	6月	構造改革特区の第5次提案募集 70件の構造改革特区計画を認定(第5回)
5月	60件の構造改革特区計画を認定(第1回・第2弾)	10月	構造改革特区の第6次提案募集 90件の構造改革特区計画を認定(第6回)
		12月	74件の構造改革特区計画を認定(第7回)
		平成17年3月	構造改革特区の第7次提案募集 51件の構造改革特区計画の認定(第8回)
		6月	
		7月	

II 提案から認定まで ー特区の仕組みー



〔規制改革の提案〕

①提案募集、②提案について詳しくお知りになりたい方は

→ [特区の提案募集について \(3頁\)](#)

〔特区計画の認定〕

⑤認定申請、⑥認定について詳しくお知りになりたい方は

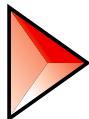
→ [特区計画の認定申請について \(5頁\)](#)

①特区の提案募集について

国の様々な規制が経済活動の妨げや公正な競争の妨げになってしまいませんか?

このような場合、民間事業者や地方公共団体など、どなたでも（個人でも）規制改革の提案を出すことができます。

- 提案募集の具体的なスケジュール、方法、必要な書類については、構造改革特別区域推進本部ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/> をご覧ください。



募集時期

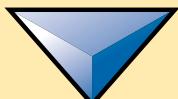
年に2回程度、期間を定めて行います。
(平成17年度は6月と10～11月)

提出先

内閣官房構造改革特区推進室（特区室）に提案してください。

規制の改革を求める提案募集の流れ

- 提出していただいた提案については、**特区室が関係省庁と「要望を実現するにはどうすればいいか」という方向で協議します。**
- 提案内容、特区室からの規制所管省庁への検討要請、**それに対する回答は、すべて構造改革特別区域推進本部のホームページでご覧いただけます。**



関係省庁との協議の結果

提案に基づく規制の特例が認められた場合、

- 関連する法令等を改正
- 構造改革特別区域基本方針（以下「基本方針」）の「別表」に掲載
→特区計画の認定申請に際して利用できるメニューとして整理されます。

提案が認められなかった場合、規制所管省庁の回答に対する反論や懸念事項の解決方法等をより具体的に明らかにするなど、提案を練り直し、再度ご提案いただくよう、お願いします。

これまでの提案で
実現された規制改革

●特区での規制改革
202事項

●全国での規制改革
321事項

提案を実現するためのポイント

①具体的な効果を明確に

規制改革によりどのような事業が可能となるのか、逆に現在の規制によってどのような事業ができないのかを明確に記述してください。また、規制改革によってどのような効果があるのかを明確にしてください。

②規制改革の内容を明確に

どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけでなく、どのような規制に変えればいいのか等を検討し明確にしてください。

※単に税や補助金の優遇を求める提案や規制の所在が不明確な提案については、検討の対象外となります。

③提案書は早めに提出を

提案は、期間を設けて受付いたしますが、ご相談にはいつでも応じております。早めにご相談いただければ、関係省庁に検討を要請する前に、提案の内容を補強することができます。

④簡単メール相談を積極的に活用

事業活動を阻害している規制の特定、代替措置の検討、提案書の書き方、効果的な参考資料の活用方法など、お気軽にご相談ください。みなさんのお悩みにお答えします。

キャラバンについて

民間事業者や地方公共団体の方々との対話を深め効果的な提案をしていただくため、提案募集の時期に合わせて、特区室の担当者が全国各地を訪問し、規制改革への提案方法の説明や疑問を直接お聞きしています。

②特区計画の認定申請について

規制の特例措置（メニュー）を活用した特区を設置する場合には、認定を受ける必要があります。

受付時期

年に3回程度、期間を定めて行います。
(平成17年度は5月と9月、1月に予定)

申請先

内閣府構造改革特区担当室に申請してください。

- 認定申請の具体的なスケジュールは、
構造改革特別区域推進本部ホームページ<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>をご覧ください。

特区の設置を求める認定申請の流れ

特区計画の作成

- 構造改革特別区域基本方針の別表の中から、必要な規制の特例措置を選んで、特区計画を作成します。
規制改革の特区の提案を行っていない地方公共団体も、規制の特例措置を利用できます。
☆各分野における主な規制の特例措置→8頁以降参照
- 地域再生計画と連携した計画も申請できます。
- 認定申請は、地方公共団体のみが行えます。なお、民間企業や個人の方は、地方公共団体に対して特区計画案を作成するよう提案することができます。
(地方公共団体は、提案された内容について特区計画を作成する必要がないと判断した場合は、その理由を通知する義務があります。)

申請

- 認定申請は、内閣府構造改革特区担当室に対して行います。具体的な方法はホームページをご覧ください。

審査

- 【認定基準】
 - ①基本方針に適合するものであること
 - ②期待される経済的・社会的効果が、具体的かつ合理的に説明されていること
 - ③円滑かつ確実に実施されると見込まれること
 - ・特例措置を受ける主体が特定されているか、その見込みが高いこと
 - ・特定事業の実施スケジュールが明確であること

規制所管省庁の同意

認定基準に適合

内閣総理大臣の認定(特区誕生)

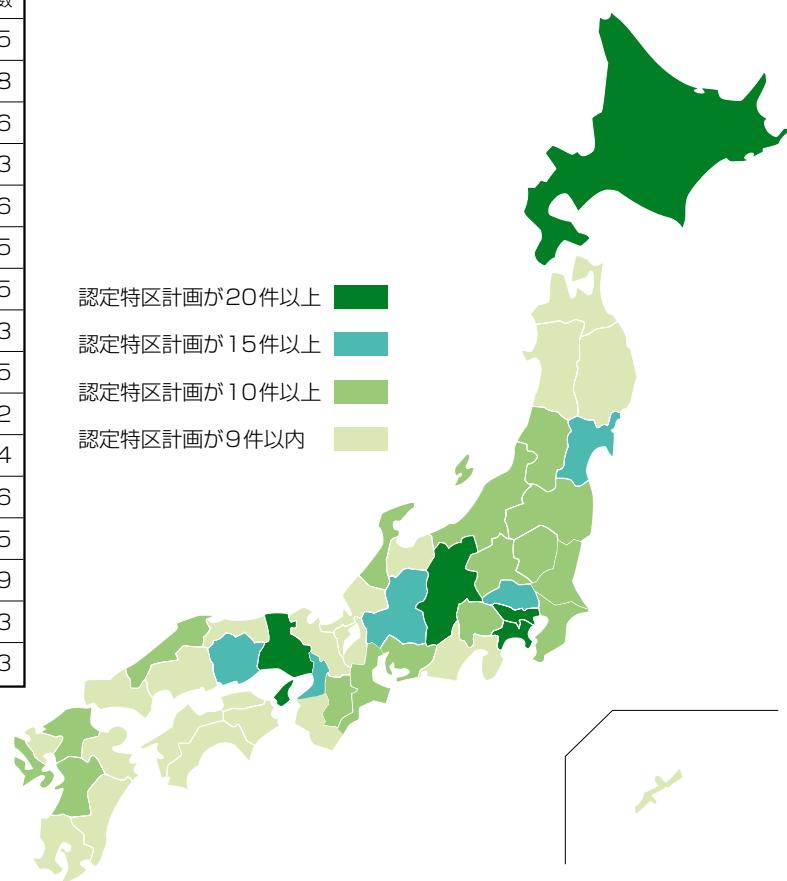
受理日から3か月以内に、認定を行うか否かを決定します。

これまでに、8回にわたり申請を受け付け、認定特区計画は548件（平成17年9月現在）。

※特区認定には数の制限はありません

③都道府県別 特区計画の認定状況 (第8回認定まで)

都道府県名	数	都道府県名	数	都道府県名	数
北海道	34	石川県	10	岡山県	15
青森県	8	福井県	6	広島県	8
岩手県	9	山梨県	11	山口県	6
宮城県	16	長野県	39	徳島県	3
秋田県	6	岐阜県	18	香川県	6
山形県	12	静岡県	9	愛媛県	5
福島県	12	愛知県	12	高知県	5
茨城県	11	三重県	13	福岡県	13
栃木県	9	滋賀県	5	佐賀県	5
群馬県	10	京都府	9	長崎県	12
埼玉県	17	大阪府	17	熊本県	14
千葉県	12	兵庫県	23	大分県	6
東京都	24	奈良県	13	宮崎県	5
神奈川県	21	和歌山県	9	鹿児島県	9
新潟県	13	鳥取県	6	沖縄県	3
富山県	5	島根県	11	その他	3



④主な分野別 特区計画の認定状況 (第8回認定まで)

教育分野	(例) ●株式会社による学校設置を認める特区 28件 ●学習指導要領によらない授業を行える特区 60件
農林水産業分野	(例) ●「どぶろく」の製造免許の要件緩和を認める特区 45件
幼保・医療・ 福祉分野	(例) ●幼稚園の入園年齢を満3歳に達する年度の当初とする特区 32件 ●公立保育所において給食を外部から搬入できる特区 15件
福祉分野(施設関係)	(例) ●高齢者のための介護施設で 障害者等のデイサービスを認める特区 22件
環境分野	(例) ●レンタカー型カーシェアリングについて 無人の貸渡しシステムを実施できる特区 5件
産業振興・ まちづくり分野	(例) ●工場再配置促進法における 移転促進地域指定の適用を除外できる特区 3件 ●地域通貨を発行するNPO法人の資本要件を課さない特区 2件

⑤ 困ったときに

規制改革の提案及び特区計画の認定申請などにあたり、不明な点等がある場合は、以下の制度をご活用ください(各制度の詳細については、ホームページをご確認ください。)。

① ご相談窓口

「やりたいことが規制のせいで進まない」、「いきなり提案といわれてもどうしたらよいか分からぬ」といった悩みをお持ちの方のために、気軽にご相談いただけるメール相談窓口を開設しております。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou/goiken.html>

② 特区エキスパート

各都道府県が特区制度について相談を受ける「特区エキスパート」を配置して、特区室と連携を図っています。規制改革の提案を検討する際など、特区の制度全般についてお気軽にご相談ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/osirase/0504.pdf>

③ 出前コンサルタント

特区制度の勉強会や提案の検討会など、ご要望に応じて、特区室の担当者やコンサルタントを派遣しています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/031003demae.html>

④ 法令解釈事前確認制度

地方公共団体が認定申請をするにあたって、「規制に関する法令等の解釈を知りたい」、「特区内でこういった事業を行った場合には、どういう規制がかかるのか」などといった疑問をお持ちの方は、「法令解釈事前確認制度」を利用して、規制所管省庁から法制上の解釈を求めることができます。

(問い合わせ実績は、ホームページでご覧になれます。)

→規制所管省庁は、原則として30日以内に書面又は電磁的方法により回答する義務があります。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/others/houreikakunin/index.html>

Ⅲ実現した特区

教育分野

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
教育課程の基準によらない教育課程	小学校で英語の教科を新たに設けるなど、学習指導要領等の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とします。
	学習指導要領等の教育課程の基準によらず、特別の教育課程を編成する場合、上学年用の教科書を下学年の児童生徒に早期給与することを可能とします。
市町村教育委員会による特別免許状授与	教員免許を有しない者を特区の市町村費負担教職員として任用する場合等に、市町村教育委員会による特別免許状の授与を可能とします。
校地・校舎の自己所有要件	学校の校地及び校舎については自己所有を求めないものとします。
株式会社、NPO法人による学校設置	株式会社が学校の設置主体となることを認めます。
	NPO法人が不登校児童生徒等を対象とした学校の設置主体となることを認めます。
IT等の活用による学習機会の拡大	不登校状態にある高校生に対して、20単位を上限としてインターネットなどのメディアを利用して行う学習を取り入れることができます。
公私協力方式による学校設置	民間のノウハウを活かしつつ、地域の教育ニーズに対応した学校教育の機会の提供が図られるよう高等学校又は幼稚園を対象に、地方公共団体と民間主体が協力して学校法人を設立する場合に、設立認可に係る資産要件の都道府県知事の審査を不要とします。

認定された特区の例

太田外国語教育特区【群馬県太田市】(平成15年4月21日認定)



学習指導要領等の教育課程の基準によらない特例を活用して、市と民間が協力して小中高一貫教育の学校を設立し、国語等を除いた大半の授業を外国人教諭が英語で行う。



国際性豊かな感性と広い視野をもった国際人の育成

世田谷「日本語」教育特区【東京都世田谷区】(平成16年12月8日認定)



学習指導要領等の教育課程の基準によらない特例を活用して、思考の原点となる言語力=日本語能力の向上を図る「日本語科」を新設し、「深く考える力」、「表現力」、「日本文化」の向上を図る。



深く考える素養を身に付け、自己を表現し、日本文化を理解した人材の育成

地域と一体化したプロジェクト教育推進特区【長野県天龍村】

(平成16年6月21日認定)



校地・校舎の自己所有要件を不要とする特例を活用して、NPO法人が学校法人を設立し、都会の子どもたちを受け入れ、地域の高齢者の知恵と技術を融合させたプロジェクト学習中心の教育を実践する。



- ・高齢者のいきがいづくりの促進
- ・不登校児童・生徒の減少

ビジネス人材育成特区【大阪市】(平成15年10月24日認定)



株式会社による学校設置の特例を活用して、株式会社に大学や専門職大学院の開校を認め、高い専門性を持った人材の輩出などを図る。



卒業生及び科目等履修生からの起業者数：636人
(平成25年度)

(注) 黄色で網かけした部分(効果)は、地方公共団体から提出された特区計画に基づくものです。

農林水産業分野

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
有害鳥獣被害対策	銃器の使用以外の方法による有害鳥獣駆除ができる者に、狩猟免許を所持しない者が含まれることを認めます。
	網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、網又はわなのいすれかの猟法に特化した猟免許を取得することを認めます。
グリーンツーリズム	農家民宿等を経営する農業者が、自ら生産した農産物を主原料として、いわゆる「どぶろく」(濁酒)を製造する場合には、酒類製造免許にあたって、最低製造数量基準を適用しません。
漁港施設の機能の高度化	漁港管理者が選定した事業者が、衛生管理の方法を改善するなど漁港施設の機能の高度化を図る場合、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付を可能とします。
家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	家畜の排せつ物を利用して昆虫の飼育事業を行う場合に、環境への影響の軽減措置等代替措置を講ずることを条件に、家畜排せつ物の管理基準を適用しません。

さぬき有害鳥獣対策特区【香川県】(平成17年7月19日認定)



網又はわなのいすれかの猟法に特化した猟免許を取得することができる特例を活用して、鳥獣による農林業や生活環境への被害を抑制し、狩猟の安全性の確保を図る。



- ・農業被害額の軽減：2,700万円（平成22年度）
- ・認定農業者数の増加：300経営体（平成22年度）

日本のふるさと再生特区【岩手県遠野市】(平成15年11月28日認定)



「どぶろく」の製造免許の要件緩和の特例を認め、都市と農村との交流の拡大を図り、農林業を中心とした地域に根ざした新たな起業を促進し、地域の活性化を図る。



- ・「ふるさと村」を訪問した観光客数：5割増（平成15年度）
- ・農家民宿等の開業件数：20件（平成19年度）

下関地区水産業活性化特区【山口県下関市】(平成16年12月8日認定)



漁港施設を卸売人等の民間事業者へ貸し付ける特例を活用して、市場の効率的な運営などを図る他、市内3市場についての卸売り機能の集約化などにより、水産業を核とする地域の活性化を図る。



- ・市場の取扱高：37億円増（平成18年）
- ・市場の取扱量：8,000トン増（平成18年）

久留米カブトムシ特区【福岡県久留米市】(平成17年3月28日認定)



昆虫の飼育のための野積みを可能とする家畜排せつ物の適正管理義務に係る特例措置を活用して、小中学校等へのカブトムシの配布という酪農家のボランティア活動を継続することにより、カブトムシを橋渡し役とした都市と農村の交流を図る。



- ・青少年の健全育成並びに児童等に対する教育に大きく寄与

幼保・医療・福祉分野

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
幼稚園の入園年齢	幼稚園の入園年齢について、満3歳からとしているところを、満3歳に達する年度の当初とします。
保育所の基準緩和	他施設の統廃合で私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を弾力的に行うことを認めます。
	公立保育所において給食を外部から搬入することを認めます。
医療サービス拡充	株式会社が、自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院または診療所を開設することを認めます。
	地域住民が行刑施設内の診療設備等を利用できるよう、国が行刑施設内に設置した病院等の管理を公的医療機関に委託することを可能にします。
移動制約者の移動手段確保	NPO法人等による高齢者、身体障害者のボランティア輸送について、福祉用車両に限らずセダン型等の一般車両を使用した有償運送ができるようにします。

認定された特区の例

幼児教育特区【石川県羽咋市】(平成17年7月19日認定)



満3歳に達する年度当初から就園を可能とする特例を活用して、幼児の社会性の涵養など幼児教育の充実や、子育て支援の拡充を図る。



園児の母親の社会参加、男女共同参画社会の形成促進

佐呂間町いきいき子育て特区【北海道佐呂間町】

(平成16年12月8日認定)



保育所において私的契約児として現行基準の定員を上回って受け入れる特例を活用することにより、幼稚園の廃園に伴い集団生活に接する機会を失う児童について、集団生活や保育の場を確保し、子ども達の健やかな成長に資する保育環境の充実を図る。



子育てを支援する生活環境を整備することで、女性の社会参加を促進

かながわバイオ医療産業特区【神奈川県】(平成17年7月19日認定)



株式会社による高度医療を提供する病院等開設の特例を活用し、研究開発を行う株式会社が病院等を運営することで、研究成果をいち早く医療現場に直結させることが可能となり、県民の健康福祉の増進に貢献する。



- ・医療関係従事者の新規雇用の増加
- ・再生医療における技術確立への波及効果

群馬県福祉有償運送セダン型車両特区【群馬県】

(平成17年7月19日認定)



NPO等が行う福祉有償運送について、セダン型等の一般車両の使用を可能とする特例を活用することにより、福祉車両を必要としない移動制約者のニーズに対応する体制を整備する。



要介護（支援）高齢者の通院等の確保による適正な医療の保障

福祉分野(施設関係)

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
福祉施設の有効利用	知的障害者及び障害児が介護保険法の規定に基づく指定通所介護事業所を利用できるようにするとともに、障害児が身体障害者デイサービス事業所等を利用できるようにします。
	身体障害者が、知的障害者通所更正施設を利用できるようにします。
	生活の継続性の観点から、認知症高齢者グループホームにおいて、ショートステイが利用できるようにします。
福祉施設の要件緩和	必要な安全性を有する平屋建ての社会福祉施設等について、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができます。
定員要件の緩和	地方自治体の障害者計画、地域の物件事情などを総合的に勘案し、入居定員を3人以上7人以下(現行:4人以上7人以下)とする認知症高齢者グループホームを設置することが可能となります。
民間活力の活用	PFI(※)方式による場合には、株式会社が特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体となることを認めます。 (※)「PFI (Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。
	公設民営方式による場合に、株式会社が特別養護老人ホームの経営主体になることを認めます。
	障害児施設及び児童福祉施設において、調理業務を担う者の外部からの派遣を認めます。

認定された特区の例

みやぎ地域生活支援デイサービス特区【宮城県】(平成17年3月28日認定)



指定通所介護事業所において知的障害者及び障害児を受け入れる特例を活用して、利用者の身近な所でデイサービスなどの多様なサービスを受けられる環境を確保するとともに、多様な利用者の交流を促進することにより、生活の質の向上を図る。



身近な地域においてサービス利用が可能となることによる利用者の負担の軽減

認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区【石川県加賀市】

(平成17年7月19日認定)



在宅で生活する認知症高齢者が、臨時、緊急の場合等にグループホームを利用可能とする特例を活用することで、住み慣れた地域で自立して暮らしていく環境を構築する。



・認知症高齢者やその家族の臨時緊急ニーズに対する受け皿の整備

秋田スギ利活用推進福祉特区【秋田県】(平成16年6月21日認定)



木造による社会福祉施設を設置できる特例を活用し、秋田県の恵まれた森林資源の有効利用と地場産業である木材関連企業等の活性化を図るとともに、施設の利用者に木製品のもつ優しい空間を提供する。



・スギ製品出荷量：290,000m³ (平成16年)
→600,000m³ (平成22年)

おとべちょう 公設民営高齢者福祉特区【北海道乙部町】(平成16年6月21日認定)



町営の特別養護老人ホームを民間企業に管理委託することができる特例を活用して、施設サービス、民間企業が行っている在宅サービス及び通所介護とを併せた総合的なサービスを効率的に提供し、経費の節減を図る。



・人件費等の節減額：2,000万円/年

環境分野

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
国立公園	国立・国定公園内で、自然環境を活用した地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障の少ない行為について、特別地域における許可及び普通地域の届出を要しないことにします。
自然エネルギー発電	民間事業者が売電を目的として自然エネルギー発電を行う場合、5ヘクタールを超えるときでも、当該事業者に対する国有林野の貸付等を可能とします。
環境リサイクル	<p>再生利用認定制度（※）の対象品目を①廃FRP船をセメント材料として利用する場合、②廃木材を製鉄原料として利用する場合にも拡大します。</p> <p>（※）再生利用認定制度とはリサイクル対象品について、環境大臣の認定により廃棄物処理業及び廃棄物処理施設設置許可を不要とする枠組みです。</p> <p>金属等が溶出しないように溶融加工された溶融スラグ（※）を地中空間に埋立処分することを認めます。</p> <p>（※）溶融スラグとは、焼却灰を1200℃以上の高温条件下で燃焼させ、その残さを冷却して固化したものです。</p>
レンタカー型カーシェアリング	アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用して、レンタカー型カーシェアリングを行う場合、無人貸渡しシステムを認めます。

認定された特区の例

鳥取砂丘観光特区【鳥取市】(平成17年7月19日認定)



国立公園内での自然環境を活用した催しを実施するための仮設工作物、広告物の設置について、許可を不要とする特例を活用して、自然体験・交流型メニューを展開し、観光客数の増加などを図る。



観光客数：116万人（平成16年）
→155万人（平成20年）

環境・エネルギー産業創造特区【青森県】(平成15年5月23日認定)



国有林野の貸付等を受けて、自然エネルギー発電を行う特例を活用して、大規模風力発電事業の具体化を促進し、新エネルギーの導入促進を図る。



・温室効果ガスの削減
・地域経済の活性化及び雇用の創出

鹿島経済特区【茨城県】(平成15年4月21日認定)



再生利用認定制度の対象品目を拡大する特例を活用することで、廃木材を製鉄原料として再生利用し、生産性の向上を図るとともに、二酸化炭素の削減を推進する。



生産性の向上：5,000万円／年

環境にやさしいカーシェアリング広島特区【広島県】

(平成16年12月8日認定)



低公害車等の環境に配慮した車両を使用し、無人のレンタカータイプカーシェアリングを行う特例を活用することで、自家用自動車の使用の抑制や自動車の排ガスの抑制を図る。



・低公害車の利用・導入の促進
・交通渋滞の緩和及び駐車場問題の解決

産業振興、まちづくり分野

主な規制の特例措置(メニュー)

分 類	説 明
雇用の促進	雇用状況の改善を図る必要性があるなど一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外します。
商業活性化・ 中心市街地の活性化	中心市街地の活性化を図るため、大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定の適用を除外する等、届出に関する立地手続を簡素化します。
地域密着型交通計画	都道府県警察が交通規制を実施する際、市町村、所轄警察署、地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づいて行うことができるようになります。
地域通貨発行の円滑化	NPO法人が地域通貨を発行する場合に、事前登録要件のうち資本要件を課さないこととします。
特定行刑施設の事務委託	行刑施設の警備や職業訓練などの被収容者の処遇の一部を民間事業者へ委託することを可能とします。
ITの推進	認定を受けた講座を受講した者に対して、初級システムアドミニストレーター試験及び基本情報技術者試験の午前試験を免除します。

認定された特区の例

ひゅうが環境・リサイクル・国際物流特区【宮崎県日向市】

(平成16年12月8日認定)



車両総重量の規制を緩和する特例を活用して、港と荷主施設との陸送輸送のコスト削減及び時間短縮を図り、港の有効活用を促進する。



- ・輸送コストの削減：2,500万円／年（平成20年度）

岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区【岐阜県岐阜市】

(平成17年3月28日認定)



市町村、警察署、地域住民等からなる協議会が作成したまちづくり計画に基づき交通規制を実施できる特例を活用して、バスやタクシー等のネットワーク化を推進し、利便性の高い公共交通を実現する。



- ・市民の公共交通に対する意識の高まり
- ・地域全体で公共交通について考える環境の創出

大阪元気コミュニティ創造特区【大阪府、吹田市、寝屋川市】

(平成17年3月28日認定)



資本要件1,000万円を免除する特例を活用することで、地域通貨の発行にかかる手続きやコストの軽減を図り、NPO法人等による地域通貨の取組みをさらに活発化し、元気コミュニティを創造する基盤を構築する。



- ・地域通貨発行額：1,345千円（平成16年）
→10,380千円（平成20年）

みやぎIT人材すくすく特区【宮城県】(平成17年3月28日認定)



IT関連試験を受けやすくする特例措置を活用して、「県民のだれもが、いつでも、どこでも必要な情報を入手・活用し、創造・発信ができる地域経済の創造」などを達成する。



- ・県内の若年IT人材の輩出による地域産業の活性化の促進

IV特例措置の全国展開

特区において講じられた規制の特例措置については、一定の期間経過後、構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）に置かれた民間の委員で構成する評価委員会が評価を行い、特段の問題がないものは全国レベルの規制改革に拡大します。

平成16年度上半期：26の特例措置
(平成16年9月10日本部決定)

平成16年度下半期：20の特例措置
(平成17年2月9日本部決定)

平成17年度上半期：7の特例措置
(平成17年10月本部決定予定)

規制改革を地域限定せず全国へ拡大



株式会社等の農業参入



株式会社等が、全国で地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようになりました。

遊休農地を
有効活用

異業種参入で
地域に活気

幼稚園児と保育所児の合同活動

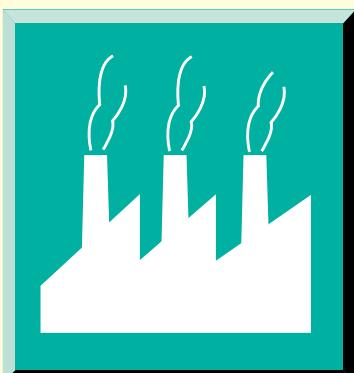


幼稚園又は保育所の保育室において、幼稚園児と保育所児を合同で保育することが全国で、できるようになりました。

女性の
社会参加の促進

幼稚園・保育所の
定員の需給の
ミスマッチ是正

石油コンビナート施設のレイアウト規制の緩和



石油コンビナート施設における特定通路の幅、通路の配置及び形状等の基準について、安全性を確保する代替措置を講ずる場合には、全国で適用除外にします。

現場に応じた
安全確保

国際競争力を
復活

構造改革特区のスケジュール(平成17年度)

	規制改革の提案募集の流れ	特区計画の「申請・認定」	規制の特例措置・特区の「評価」
平成17年 4月			上半期調査開始(4月)
5月		(第8回) 特区計画認定申請受付 (5月9日～18日)	
6月	(第7次) 提案募集		
7月		(第8回) 特区計画認定 (7月19日)	
8月	内閣官房と各省庁で折衝		
9月		(第9回) 特区計画認定申請受付 (9月26日～10月5日)	評価委員会が本部に意見提出
10月	規制の特例措置の追加について 政府の対応方針(本部決定)		構造改革特別区域推進本部で規制の特例措置・特区の評価について(本部決定)
11月	(第8次) 提案募集		下半期調査開始(10月)
12月	内閣官房と各省庁で折衝		
平成18年 1月		(第10回) 特区計画認定申請受付 (1月)	
2月	規制の特例措置の追加について 政府の対応方針(本部決定)		
3月			評価委員会が本部に意見提出

内閣官房 構造改革特区推進室
内閣府 構造改革特区担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階
TEL 03-5521-6611 (直通)
FAX 03-3500-0560

構造改革特別区域推進本部ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>
地域再生本部ホームページ
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiikisaisei/>